

農政をめぐる情勢

目 次

I 農林水産WGが農水省・JAグループにヒアリング	1
II 新型コロナ関連補助金等の情勢	40
III みどりの食料システム戦略決定	47

今月号のあらまし

I 農林水産WGが農水省・JAグループにヒアリング

5月13日、規制改革推進会議農林水産WGが会合を開き、農協改革等に関し、農水省やJAグループにヒアリングを行った。

農林水産省は、不断の自己改革にJAが自律的に取り組み続けるよう、「農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくサイクルを構築する」と提起。JAは（ア）自己改革の具体的な方針、（イ）中長期収支見通しについてのシミュレーション、（ウ）准組合員の意思反映及び事業利用の方針——を策定し総会で決定する。

農水省が提起した自己改革実践サイクル、准組合員利用のあり方、JAグループが説明したKPⅠ設定の考え方については、WG委員から異論は出なかつた。一方、信用事業を巡っては委員から厳しい意見が相次いだ。

II 新型コロナ関連補助金等の情勢

5月18日、愛知県は4月以降の緊急事態宣言等の影響を受ける愛知県内中小事業者（農業者含む）に対する支援策である「愛知県中小企業者等応援金」を発表した。

2021年4月～6月の売上の合計が、2019年又は2020年の4月～6月の売上の合計と比較して30%以上50%未満減少した中小法人に上限40万円、個人事業者に上限20万円が交付される。今後、制度の詳細や申請受付期間・申請方法等は、決定次第、県Webページ等で周知される。

III みどりの食料システム戦略決定

5月12日、農水省は環境負荷の軽減と農林水産業の生産力向上の両立を目指す中長期的な政策方針「みどりの食料システム戦略」を決定した。

2050年に「農林水産業の二酸化炭素排出量実質ゼロ」、「有機農業を全農地の25%に拡大」、「化学農薬の使用量半減」、「化学肥料の使用量3割減」、「化石燃料を使わない園芸施設に完全移行」等の目標が盛り込まれた。

中間取りまとめ案より、同戦略本文に「国民理解の促進」が追記され、「理念や目指す姿、取組方向等について、分かりやすい情報発信、関係者との意見交換等を通じた国民理解の促進に取り組むこと」等が示された。

| 農林水産WGが農水省・JAグループにヒアリング

— 農水省は、JAに対し自己改革の実践サイクル構築を提起 —

1. 規制改革推進会議農林水産WGの開催

- 5月13日、規制改革推進会議農林水産WGが会合を開き、農協改革等に関し、農水省やJAグループにヒアリングを行った。
- 前回WGは3月5日に開催されているが、その際には、佐久間WG座長から、「(JAの各活動が)組合員の所得向上にどう影響があったのか、今一つ分からぬ」、「詳細なデータをもとに改めて改革の進捗を確認する」、「再度議論の場を設ける」とコメントされていた。

2. 農水省提出資料

- この会合で、農林水産省は、説明資料「農協改革の更なる推進に向けて」(別紙1、別紙2)を提出している。
- 同資料では、不断の自己改革にJAが自律的に取り組み続けるよう、「農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくサイクルを構築する」と提起。
JAは(ア)自己改革の具体的な方針、(イ)中長期収支見通しについてのシミュレーション、(ウ)准組合員の意思反映及び事業利用の方針——を策定し総会で決定する。
- (ア)自己改革の具体的な方針には、KPI等の目標を設定し、具体的な行動内容等を定める。自己改革の実績や取組状況を、毎年、組合員に説明する。組合員の評価と意向を踏まえ、方針等の修正を行う。
- (イ)中長期の収支見通しについてのシミュレーションは、経済事業だけでなく、全ての事業についての収支見通しを作成する。
- 「5年後見直し」の焦点となっている准組合員については、准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るという農協改革の原点に立って組合員が判断する。

3. JAグループ提出資料

- JAグループは、前回の宿題を踏まえ、JA生産農業所得(JA販売品取扱高×所得率)の平成26年から平成30年までの時系列データや、KPI設定の考え方(売上=量を増やす、価格を上げる、コスト=量を減らす、価格を下げる)を示し、各JAで必要な取り組み・目標を定める方針を説明した。(別紙3)
- また、農林中央金庫は、農業向け融資・コンサル等を含めた実効性ある取組施

策や目標設定の考え方について、会員と協議し、今秋にJAバンク中期戦略を取りまとめると説明した。

4. WG委員からの意見

- 農水省が提起した自己改革実践サイクル、准組合員利用のあり方、JAグループが説明したKPI設定の考え方については、WG委員から異論は出なかった。
- 一方、信用事業を巡っては委員から厳しい意見が相次いだ。

5. 今後のスケジュール等

- 農協法改正法附則において、政府は准組合員の事業利用規制の在り方について、5年間（令和3年3月までの間）、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るとしている。
- 6月上旬頃に規制改革推進会議の答申が取りまとめられ、6月中旬頃に「規制改革実施計画」が閣議決定される見込みである。
- なお、答申項目が5月18日規制改革推進会議で示されている。農水WG関係では「農協改革の着実な実践」「農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組」を含む15項目となった。

【規制改革推進に関する答申骨子（案）より農林水産WG関係抜粋】

5. 農林水産ワーキング・グループ

- (1) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組
 - ア 農協における独占禁止法に違反する行為への対応
 - イ 漁協における独占禁止法に違反する行為への対応
- (2) 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題について
- (3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化
- (4) 農協改革の着実な推進
- (5) 農地利用の最適化の推進
- (6) 農地の違反転用の課題について
- (7) 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて
- (8) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化について
- (9) 農産物検査規格の見直し
- (10) 畜産業の規制改革
 - ア 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革
 - イ 畜産の遠隔診療
- (11) 畜舎に関する規制の見直し
- (12) 改正漁業法の制度運用
 - ア 改正漁業法の現場への浸透
 - イ 資源管理
 - ウ 適切な許可漁業の推進
 - エ 漁業権制度の運用

(13) 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化

ア 漁協の組合員資格審査

イ 漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定

(14) 水産物流通適正化法の制度運用について

(15) 魚病対策の迅速化に向けた取組

農協改革の更なる推進に向けた

令和3年5月
農林水産省

改正農協法施行5年後の検討

改正農協法(平成27年法律第63号)附則第51条に基づき、規制改革実施計画(令和2年7月閣議決定)を踏まえ、農協において自己改革に取り組み続けていくことについて検討。

農協法等の一部を改正する等の法律 (平成27年法律第63号)

附 則

(自主的な取組の促進及び検討)

第五十一条(抜粋)

- 2 政府は、この法律の施行後(※施行日:平成28年4月1日)五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合に関する制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方にについて、施行日から五年を経過する日(※令和3年4月1日)までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定)

(6) 農協改革の着実な推進

- a 農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化するための出融資の仕組みを、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化に併せて検討する。
- b これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。
- c 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項に基づき農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。

前回のWG(3月5日)における御指摘等

- 今後とも、JAグループにおいて、自己改革を不斷に進め、農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化し、信用事業をはじめ取り巻く環境が厳しさを増す中、地域農業を支える農協経営の持続性の確保を図つていく必要。
- JAバンクとして、信用事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等を通じ生きた資金の循環サイクルを地方で作る必要。

前回のWG 農林水産省提出資料P13（「検討」）より

項目1	農協において、農業者の所得向上に向けた終わりのない改革に自律的に取り組み続けていくにはどうすべきか。 → 各農協において、農業者の所得向上のための具体的な行動を主体的に実行していく仕組みを体系化。	○ それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績がどれだけあつたのかを判断するためのKPIを含む適切な経営管理のKPIが農協ごとに設定され進捗チェックすることが重要。
項目2	農協において、自己改革を継続して、健全で持続性のある経営を確立するにはどうすべきか。 → 各農協において、中長期の収支等の見通しを適切に立てて経済事業の収益力向上に取り組み、全農等は、生産資材価格の引下げ、輸出、他業種連携、販売網の拡大等に果敢に取り組み、農協の取組を支援。	○ 農林水産省や全国組織は農協が適切な目標設定できるよう支援すべき。 農林水産省は、具体的なKPIや成果の実績を詳細に確認した上で、評価や指導などをを行うべき。
項目3	農林中金などJAバンクにおいて、農業者の所得向上に向け、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等を通じ生きた資金の循環サイクルを地方で作るべきではないか。 → 農林中金などJAバンクとして、農業者の所得向上のための農林水産や関連産業向けの投融資活動を自ら目標を設定して着実に推進。	○ JAバンクについて、例えば獎励金が減るなど、農協にとっては将来非常に厳しくなる中で、今後の取組方向についても議論が必要。
項目4	農協において、准組員の事業運営における意思反映やその事業利用の在り方にについてどう考えるべきか。 → 各農協において、優良事例を参考に准組員の意思を事業運営に反映する仕組みを構築。その事業利用については、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点を踏まえ、自己改革の支障とならないよう、組合員の判断に基づくものとする。	行政においても、農協によるこれらの取組の継続的な実施を確保していくにはどうすべきか。
項目5		

自己改革の継続的な実施①

1 農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくサイクルを構築する。

2 具体的には、

- ① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。
　　・自己改革を実践するために、中長期の収支見通しについてのシミュレーション
　　・准組合員の意思反映及び事業利用についての方針

- ② この場合、
 - ・アにについて、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を設定するとともに、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める。
 - ・イについて、農業者の中長期の収支見通しを確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の収支見通しを作成する。
 - ・ウについて、准組合員の意思反映する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める。
- ③ 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。
- ④ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明する。
　　・組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。
- ⑤ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。

自己改革の継続的な実施②

3 全国組織において、農協が2の①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図ることとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行う。

4 農林水産省（都道府県）は、2の自己改革の作成に当たつての助言、③の具体的なアクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、2の①の方針等の実績等について報告を求める場合に、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や健全な経営の持続性の確保等の観点から、必要な措置を検討・実施する。

5 JAバンクについては、農業者向けの事業融資への投融資等に向けて、中期的な戦略を策定する。
① JAバンクとして、農業連、農連産業・関連産業向けの投融資活動を策定する。
② これを踏まえ、農林中金、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。
③ その個別計画に基づき、具体的なアクションを実行し、その実績や取組状況について、中期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めため、個別計画への反映を行う。

6 農林中金は、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求めるとともに、融資の審査等に必要な貸出しシステムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行つ。農林水産省（都道府県）は、金融庁と連携し、5の自己改革実践サイクルを前提として、指導・監督等を行う。
5の①の中期的な戦略の作成に当たつての助言、③の具体的なアクションのヒアリング等を行いつつ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投融資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。

【参考】前回(3月5日)WG提出資料

農協改革の推進について

令和3年3月

農林水産省

目次

農協改革のこれから の課題	1
これまでの改革の実施状況①（組織対応等）	2
これまでの改革の実施状況②（生産資材関係）	3
これまでの改革の実施状況③（販売事業関係）	4
これまでの改革の実施状況④（輸出事業関係）	5
これまでの改革の実施状況⑤	
（最近の取組基軸：他業種との連携の拡大）	6
J Aによる自己改革の取組	7
J Aバンクシステム	8
J Aバンクの農業・農業関連等への出融資の取組①	9
J Aバンクの農業・農業関連等への出融資の取組②	10
組合員の事業利用の現況	11
組合員の組織運営への参画状況	12
検討	13

農協改革のこれからのかの課題

- 農協改革については、農業者の所得向上に向けた一層の資材価格の引下げやJAバンクグループの資金の農業者そのための環流などの課題が残されており、これまでの改革の実施状況を踏まえつつ、引き続き自己改革を進めていく必要がある。

改正農協法附則第51条(抜粋)

- (略)
- 政府は、この法律の施行後(※施行日:平成28年4月1日)五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。
- 政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方にについて、施行日から五年を経過する日(※令和3年4月1日)までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

規制改革実施計画(令和2年7月17日 開議決定)

- 農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化するための出融資の仕組みを、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化に併せて検討する。
- これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項に基づき、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。

【a：令和2年度検討・結論、令和3年度措置、b,c：改正農協法施行後5年（令和3年4月）を目途に検討・結論、必要に応じて速やかに措置】

規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日 規制改革推進会議決定)(抜粋)

- 農協改革については、令和元年5月末までの「農協改革推進集中期間」における自己改革が進められ、一定の進捗が見られた。
- しかしながら、いまだ課題は残されており、引き続き自己改革を進めていく必要がある。
- 農業所得の向上に向け、一層の資材価格の引下げを図るとともに、農業者が生産を持続し得る適正な価格交渉力を確保するための方策を講じる必要がある。
- 2018年度末の国内農業融資は、…総貸出残高の5.3%にどまっており、JAバンクグループの資金を農業者のために還流するメカニズムの構築が必要である。
- 組合員の事業利用調査(令和元年9月公表)によれば、平成30年の信用事業における貸出金額の47%が准組合員…。准組合員の意思を經營にいかに反映するか検討される必要がある。

これまでの改革の実施状況①(組織対応等)

- 中央会について、新たな組織に移行するとともに、農協に対する全国中央会監査の義務付けを廃止し、公認会計士監査を義務付け。
- 農協の役員については、認定農業者等を過半とする法律上の義務付けを達成。一方、女性役員の割合については、JAグループ自ら掲げた目標の達成までに更なる取組が必要。

取り組むべき改革の方向

- ・ 中央会制度を自律的な新たな制度に移行するため法の規定を整備する。

【都道府県中央会】
経営相談・監査、意見の代表、総合調整などをを行う農協連合会に移行

【全国中央会】
組合の意見の代表、総合調整などをを行う一般社団法人に移行

対応状況

- 全国中央会は一般社団法人へ、都道府県中央会は全て農協連合会へ移行済み
- 全国中央会が、会員と協議を重ね、JA経営の基盤確立に向けた対応方向を打ち出し、都道府県中央会等と連携して個別農協の支援を実施
- 都道府県中央会と全国中央会が連携して、全国の農協における農業所得向上の取組の成果を全国に横展開

- 全ての農協(貯金量200億円以上)で会計監査人監査を導入済み
- 法定導入義務の対象外の貯金量200億円未満の83農協(R元年12月現在)についても、8農協が会計監査人を設置済み。また、未設置の75農協についても、農林中金等が監査代替調査を実施
- 都道府県中央会と全国中央会が連携して、個別農協に対し、監査コスト低減のためのコンサル活動を実施。得られた知見を全国に横展開
- 信用事業譲渡実績は9農協(R2年11月末現在)

- 全ての農協は理事等の過半に認定農業者等を選任
- 一方、女性役員の割合は年々増加しているものの、JAグループの目標には未達(目標:15%以上、2019年度:9.4%)
- ※ 農産物販売その他業務に従事する事業又は法人の経営に関する実践的能力を有する者

- ・ 農協が選択すれば、農林中金・信連への信用事業を譲渡し、自らはその代理店等として金融サービスを提供する。
- ・ 理事の過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとし、女性役員等を積極的に登用する。

理事等の数 (2019年度)	認定農業者	農産物販売等のプロ※
13,190人	6,312人	4,831人 女性理事は1,242人 青年理事は 218人

これまでの改革の実施状況②(生産資材関係)

- 農協において、生産資材の有利調達のため、各種割引の実施、低価格資材の取扱拡大などの取組を実施。
- 全農は、肥料の銘柄集約、競争入札の導入等に積極的に取り組み、生産資材価格の引き下げを実現。
- 生産資材の割引や低価格資材の取扱の推進など、一層の資材価格の引き下げのため取組を継続させ、取組が不十分な農協については農業者の所得向上に資する取組を強化していく必要。

○ 農協の取組事例

取り組むべき改善の方向

- ・全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。

実施状況

- 農協において、農業者にメリットで選ばれるよう、農業者の所得向上に向けて生産資材購買事業を見直し、具体的な有利調達のための取組を集中的に実施

(実績例)

- ・早期予約等の各種割引は、95%の農協で実施
- ・低価格資材の取扱い(BB肥料、ジェネリック農薬、大型規格農薬等)は、88%の農協で実施

- ・78%の農協で、全農による生産資材価格引下げの取組(集約銘柄肥料、担い手直送規格農薬、低価格トラクター)を活用した価格引下げを実施
- ・取扱銘柄・規格集約による一括購入、他JAとの共同購入等の仕入条件の有利化による仕入価格の引下げは、76%の農協で実施。

*農協の自己改革に関するアンケート調査(令和元年9月6日公表)より抜粋

ひとと 西部農協(宮崎県)

<取組の概要>

- ・組合員の年間の営農活動に必要な農薬を一括受注した上で入札を実施し、農薬価格約2割引下げを実現。
- ・「自己取り」(農協の配送センターに組合員自らが農薬・肥料を取りに来る)を開始し、配達コストを削減して肥料価格約1割引下げを実現。

<入札による値下げの例(農薬)>



<「自己取り」による値下げの例(肥料)>



○ 全農の主な取組

- ・肥料:高度化成肥料をはじめとして、銘柄の大幅な絞り込み(550銘柄→25銘柄)と入札の導入により1~3割の価格引下げ
- ・トラクター:大型トラクターについて、必要な機能の絞り込みや入札方式の導入により、おおむね2割~3割の価格引下げを実現。
市場規模の大きい中型トラクターについても、2割程度価格を引き下げたモデルの出荷を開始(令和2年12月~)。大きな波及効果が期待

これまでの改革の実施状況③(販売事業関係)

- 農協において、作付けの段階からきめ細かな支援等を講じたり、農産物の有利販売のため実需者等への直接販売等の取組を実施し、手取り向上に努めている事例も多數。
- 全農は、中間流通業者への販売から実需者等への直接販売へ、委託販売から買取販売へ転換する方向を打ち出し、直接販売や買取販売の実績が増加。実需者との提携の拡大やパートナー市場の選別も進めており、農業者のための価格交渉力の強化や販売網の拡大等を推進。
- 実需者への直接販売や外部事業者との連携等を通じて販売網の拡大や価格交渉力の強化を進めरなど、農業者の所得向上に資する取組を継続させ、取組が不十分な農協については取組を強化していく必要。

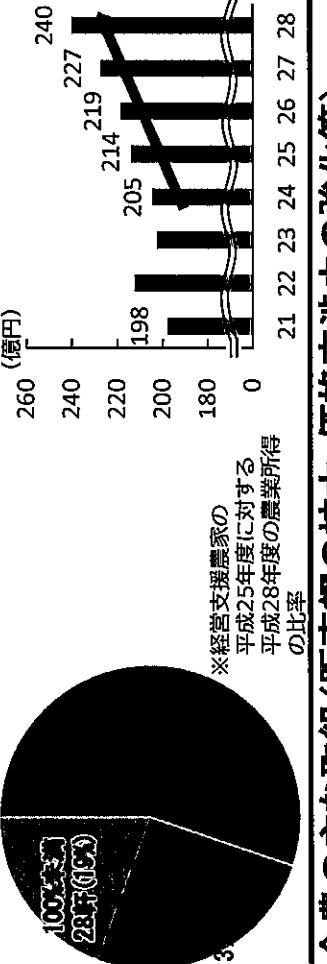
○ 取り組むべき改革の方針

- 適切にリスクをとりながらリターンを大きくするように販路を開拓する。

○ 農協の取組事例

○ とびあ浜松農協(静岡県)

- <取組の概要>
- ・ 経営支援農家の55%が農業所得30%アップの目標を達成。農協の販売事業取扱高も向上。
- <農業者の所得向上的分布>



○ 全農の主要な取組(販売網の拡大・価格交渉力の強化等)

- ・ 米穀の直接販売・買取販売の拡大
(直接販売)H29.52% → R1.64% (買取販売)H29.17% → R1.32%
- ・ 販売網拡大のため、実需者(スシロー、デリカフーズ、木徳神糧等)と業務提携
- ・ 全国約600社の青果卸売会社のうち、販売力があり戦略を共有できる84社をパートナー企業に設定
- ・ 国産農産物利用拡大のためのファミリーマートとの資本・業務提携
- ・ 農協に職員を派遣し、経営・販売の課題を共に議論して
- ・ 解決策の実施をサポートするなど経営力・販売力強化を支援

※農協の自己改革に関するアンケート調査(令和元年9月6日公表)より抜粋

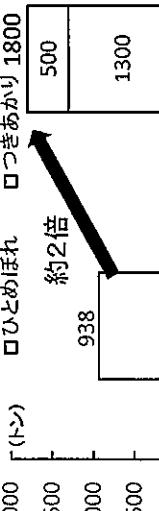
これまでの改革の実施状況④(輸出事業関係)

- JAグループの輸出実績は年々増加しているものの、170億円程度にとどまつており、更なる拡大の余地。
- 全農では、海外営業拠点の設置、輸出産地づくり、リレー出荷体制の整備など、国内外での取組を推進。官邸で総理出席の下で開催された閣僚会議(※)でプレゼンし、今後は、目標を改めて設定しつつ、海外に販売チャネルを有する外部事業者との連携も積極的に行いながら、輸出の更なる拡大に取り組むことを表明。
- (※)「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」(令和2年11月20日)
- 農協が地域をまとめて輸出に取り組んでいる事例や、連合会が農協をまとめて輸出を促進している事例も出てきているなど、グループで連携して進める効果が確認されているところ。

○ 農協の取組事例

みやぎ登米農協(宮城県)

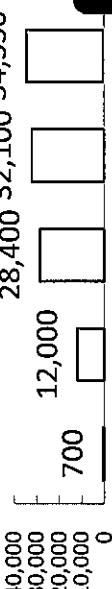
- ・平成15(2003)年に環境保全米(ひとめぼれ)の作付けを開始。販路拡大に取り組み、大手米卸業者の提案をきっかけに、平成30(2018)年産で938トンを輸出。
- ・行政の支援を活用すれば輸出米の作付けが最も所得向上につながることを農協が組合員に丁寧に説明し、产地として輸出の機運を高めた。



JAGループ栃木(栃木県)

- ・東日本大震災後、停止していた栃木県のブランド梨「にっこり」の輸出を平成27(2015)年から全農とちぎと県内7JAが連携して再開。震災前の約3倍に拡大。
- ・県内7JAが連携することで、海外のニーズに合わせたロットを確保。全農とちぎが輸出手続にかかる事務作業や出荷前検品を請け負うことでき、各JAの負担を軽減。

<にっこり梨の輸出実績>



※全農調べ

取り組むべき改革の方向

- 適切にリスクをとりながらリターンを大きくするように販路を開拓する。

実施状況

○ JAグループ輸出実績(米、青果、牛肉のみ)

169億円
159億円

牛肉	77	牛肉	79
牛肉	34	青果	71
青果	69	青果	72
米	8	米	10

米 8	米 10	米 19	米 19
平成27年	平成30年	令和元年	令和元年

※全農調べ

これまでの改革の実施状況⑤(最近の取組基軸：他業種との連携の拡大)

- 全農をはじめJAグループは、自己改革の取組を加速する中で、他業種の事業者とも連携しつつ、農業者の所得向上に資する新たな事業領域の開拓にも積極的に取り組む。
- ビジネス環境やICTなど技術体系の変化・発展がめまぐるしい中、生産・販売・経営管理等に係る各種課題に機動的に対応するため、JAグループの枠にとらわれず、ビジネスシーズや技術・ノウハウを有する外部事業者との連携を一層積極的に推進することで、内外の販路の拡大等による農業者の所得向上につながることから、更なる連携拡大が期待される。

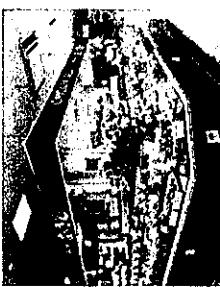
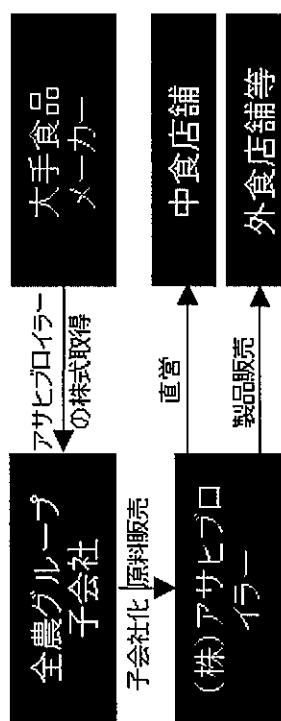
輸出拡大の取組<PPIC(ドン・キホーテ)との連携>

- 今年10月に発足したドン・キホーテグループ(PPIC)のパートナーシップ組織(PPIC)に、JA全農インターナショナル(株)が参画。
- 中間業者を介さない形で、巧みな海外販売を展開するドン・キホーテと、生産物の安定供給を担う全農グループが連携し、それぞれの強みを活かして輸出拡大を図る。



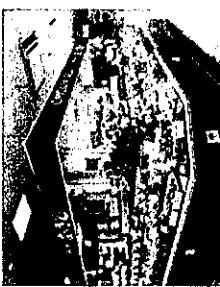
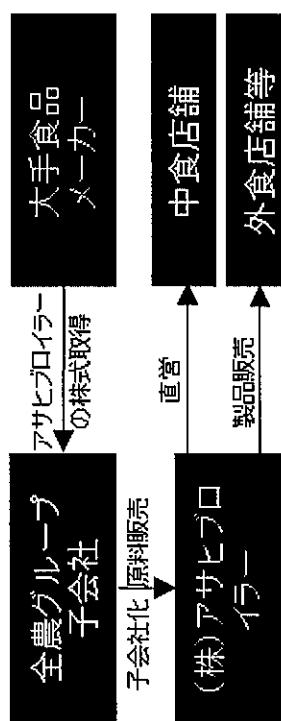
食品メーカーからの子会社株式取得(M&A)

- 全農の子会社が、大手食品メーカーの子会社である(株)アサヒプロライターを株式取得(M&A)により子会社化。
- これにより、全農グループがこれまで実施してこなかった、総菜販売(中食)店舗や、外食事業者への加工品の生産・販売事業という新規分野に進出。



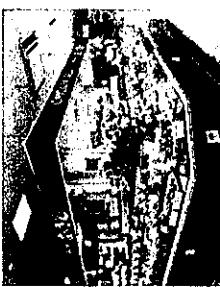
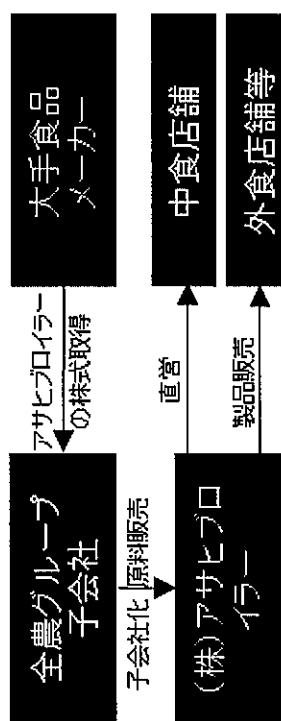
食品メーカーの子会社株式取得(M&A)

- 全農の子会社が、大手食品メーカーの子会社である(株)アサヒプロライターを株式取得(M&A)により子会社化。
- これにより、全農グループがこれまで実施してこなかった、総菜販売(中食)店舗や、外食事業者への加工品の生産・販売事業という新規分野に進出。



食品メーカーの子会社株式取得(M&A)

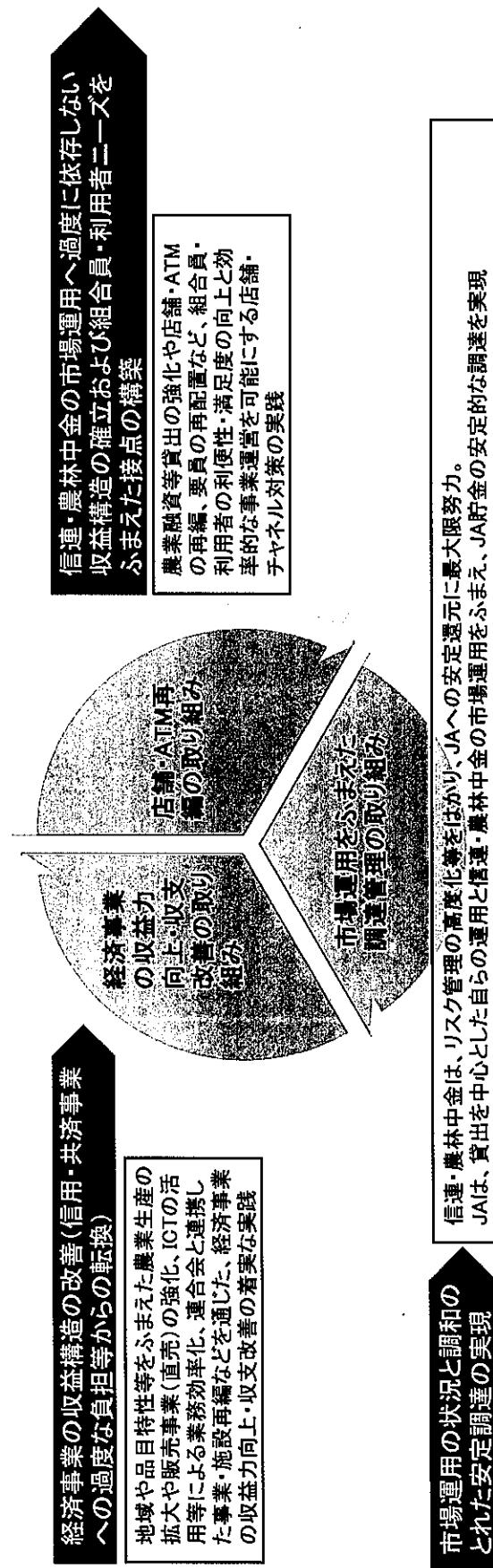
- 全農の子会社が、大手食品メーカーの子会社である(株)アサヒプロライターを株式取得(M&A)により子会社化。
- これにより、全農グループがこれまで実施してこなかった、総菜販売(中食)店舗や、外食事業者への加工品の生産・販売事業という新規分野に進出。



JAによる自己改革の取組

- 農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化していくためにも、信用事業をはじめとして農協を取り巻く環境が厳しさを増す中で、農業を支える農協経営の持続性をいかに確保していくかが課題。
- JAグループも、このような課題に対応し、「JAグループの自己改革の実践と今後の基本的対応方向」を取りまとめて公表（令和2年4月9日）。

【JAグループの重点取り組みの基本方向】

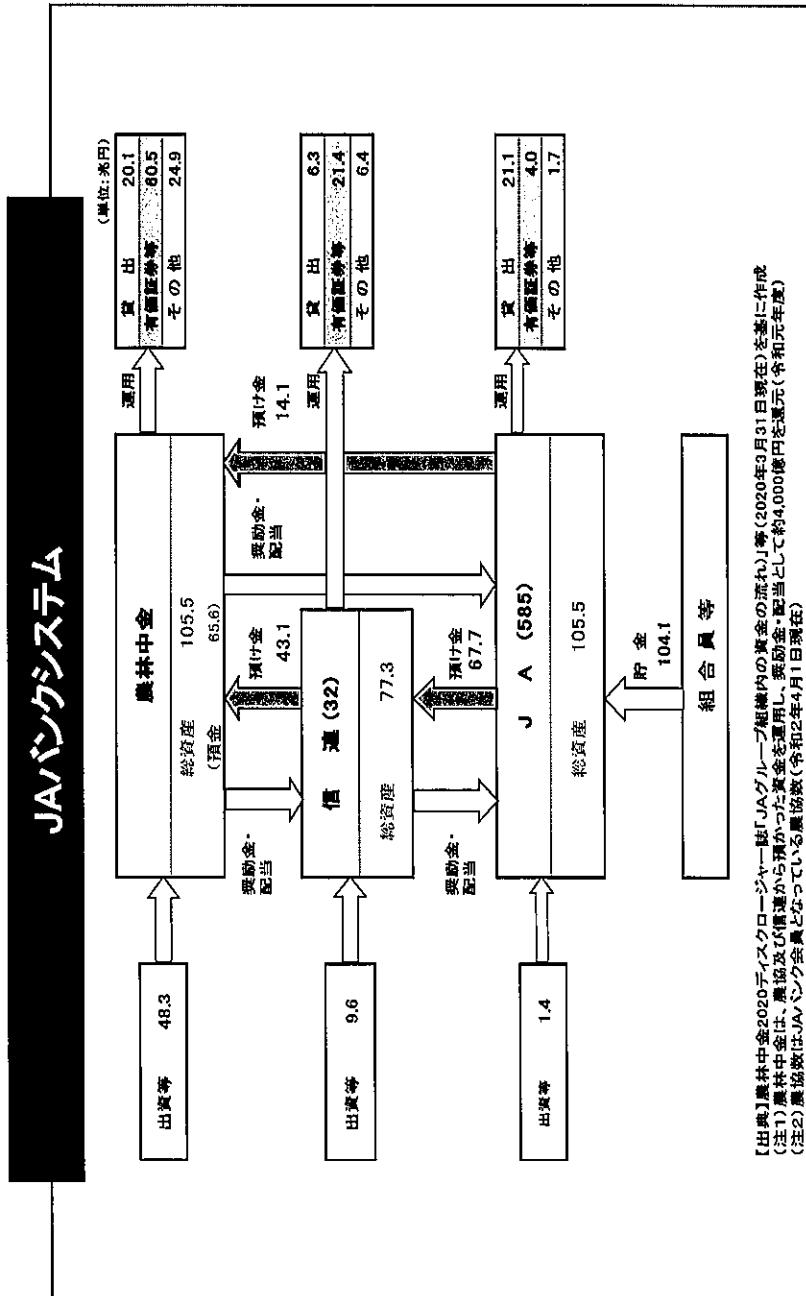


○ 全中会長談話(令和元年6月1日)(抜粋)

厳しい情勢に対応した事業・経営基盤の確立など、課題は残されている。
自己改革に終わりはない。
今後とも、JAグループは自主自律の組織として、組合員・地域とともに、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現に向け、自己改革を不斷に進める所存である。

JAバンクシステム

- 全国の農協、信連、農林中金は、JAバンクとして実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立。
農林中金は、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に基づき、JAバンクに係る基本方針を定め、「全国どこでも良質で高度な金融サービスの提供」、「JAバンク全体として資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・財務体力を超えた資金運用の防止」等を実施。
- 農林中金は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もつて国民経済の発展に資することを目的とし、農協等から預かった資金について、農林水産業や関連産業への出融資、金融市場における有価証券の運用等により、地方に還元。



JAバンクの農業・農業関連等への出融資の取組①

- JAバンクにおける農業関連融資残高(約2兆5,850億円)は、我が国の農業関連融資残高の約5割を占め、近年、JAバンクによる農業関連融資の新規の貸付額やシェアは増加。
- JAバンクの中で、現場に近い農協が、農業者のニーズに応えつつ農業関連融資を行うことが基本となるが、JAとして自己改革を推進する中、信用事業部門においても、農業者の所得を向上し、農林水産業の活性化、地方創生につながるよう、當農指導部門等とも適切に連携し、農業者向けの事業融資の強化に取り組むことが重要。
- この場合、農林中金などJAバンクにおいて、例えば、
 - ・ 農林中金の職員が農協等の融資現場に入り込み、農業者向けの事業融資の審査等に必要なノウハウの提供
 - ・ 農協等の職員が、農業者向けの事業融資の審査を迅速かつ的確に行えるような簡易な審査システムの開発等を行うことが必要。

我が国の農業関連融資 融資残高		2015年度		2016年度	
	(億円)	農協	JAバンク	農林中金	民間金融機関
農協系統金融機関	25,850億円 (52%)	3,753 (41%)	4,320 (48%)	4,108 (44%)	4,226 (45%)
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	14,248億円 (28%)	2,620 (42%)	3,286 (44%)	3,781 (43%)	3,842 (43%)
民間金融機関(農協 系統金融機関以外)	9,981億円 (20%)	2,000	1,000	1,007 (1.1%)	956 (1.1%)
合計	50,079億円 (100%)	0	H27 H28 H29 H30 R1	1,794億円	2,756億円(154%)

■農協系統金融機関
□日本政策金融公庫(農業)
■民間金融機関(農林業)

JAバンクの農業関連融資 新規貸付額		<貸付累積>		JAバンクの農業関連融資 2016年度末	
	(億円)	農協	JAバンク	農林中金	民間金融機関
農協	225,538億円	21,154億円(5.5%)	12,014億円(5.4%)	218,542億円	12,015億円(5.5%)(98.9%)
信連	67,719億円	7,435億円(11.0%)	249億円(0.4%)	86,239億円	8,254億円(9.6%)(111.0%)
農林中金	179,158億円	3,932億円(2.1%)	279億円(0.2%)	198,299億円	5,580億円(2.8%)(145.6%)
合計	451,405億円	35,521億円(5.6%)	15,541億円(0.7%)	451,070億円	21,850億円(2.6%)(104.5%)

<新規融資実行額>

	農業関連融資累積額	2015年度	2016年度
農協	1,794億円	1,794億円	2,756億円(154%)
信連	646億円	646億円	1,030億円(159%)
農林中金	239億円	239億円	335億円(140%)
合計	2,679億円	2,679億円	4,124億円(154%)

(注)「行政融資團連」は、農業者向け融資額、全農・扶農・后援・厚生・農業振興等の農業関連団体等向け融資額、日本政策金融公庫資金(農林水産事業)の受託貸付金の合計。
「汚水処理計画」は、農業者向け融資額。

JAバンクの農業・農業関連等への出融資の取組②

○ 農林中金は、農業関連融資以外に、農林水産業の関連産業への融資を約1兆円、投資を約1,000億円行うとともに、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づきアグリビジネス投資育成株式会社（農林中金が約2割を出資）を活用した農業法人向け投資を約100億円実施。

- 農林中金は、有価証券等による運用で得られた収益を地方に還元しているが、これとともに、農業者の所得向上につながるような関連産業への投融資等を通じ、例えば、
- ・ 食品製造業者、外食産業、スーパー等の小売店とともに国産農産物の利用促進や高付加価値化
 - ・ 生産資材メーカー等とともに流通コストの効率化、流通の高度化等
 - ・ 食品流通業者とともに農業者のコスト削減や高付加価値化につながるICT技術等を活用した農業分野における技術開発
 - ・ IT企業とともに農業者のコスト削減や高付加価値化につながるICT技術等を活用した農業分野における技術開発
 - ・ 輸出を支援する地域商社等とともに販路開拓等の輸出促進
 - 等を行うことで、生きた資金の循環サイクルを地方で作つていく必要。

○ 農林中金の最近の取組事例

国産農産物の利用拡大(ファミリーマート)

- ・ 金農と農林中金は、伊藤忠商事㈱とファミリーマートの4者による業務提携を行い、国産農産物利用拡大、農業生産の拡大や地域の活性化に取り組む

【実現を目指す項目】

- ・ 店頭販売・中食原材料等への国産農産物の展開
- ・ 物流コストの削減(伊藤忠・ファミリーマートの物流網の活用)
- ・ JA購買店舗の活性化(ファミリーマートのノウハウの取り込み)

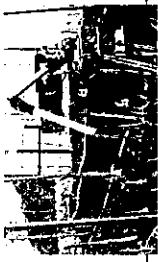
アグリデータ(規格外野菜の販売)

- ・ 農林中金は、規格外野菜を全国の産地から仕入れ、新鮮な状態のまま消費者に届ける「旬ハ」ブランドの青果店・惣菜店を運営する(株)アグリデータに出資。
- ・ 規格外青果の取扱い拡大、産直取引による青果流通の合理化・効率化を企図。

農業ICT(inaho株式会社)

- ・ 農林中金などJAグループ8団体が社員として参画する(一社)AgVenture Labでは、JAアクセラレータープログラム※により、inaho株式会社を支援。
- ・ 同社は、農作物自動収穫ロボットのサブスクリプション(Robot as a Service)をモニタリング。

※ 農業や地域社会が抱える様々な課題を解決するためのビジネスアイデアを持つスタートアップ企業に対して、JAグループの資源(店舗をはじめとする各種インフラ、顧客ネットワーク等)を提供し支援するプログラム。



輸出促進支援(ドン・キホーテ)

- ・ 農林中金は、アジアで店舗展開を進めるドン・キホーテと、農業法人(3社)及び全社を輸出商談でビジネスマッチング。
- ・ 農林中金及び信連で、ドン・キホーテ向け融資も対応。
- ・ 農林中金のシンガポール輸出の増加に貢献。

組合員の事業利用の現況

- 准組合員の事業利用に関する規制の在り方については、改正農協法の施行日から五年を経過する日(※令和3年4月1日)までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況について調査を行い、検討を加えて、結論を得ることとされている。
- これまでの調査において、信用事業のうちの貸出を除き正組合員の利用が准組合員の利用を上回る結果。

組合員の事業利用調査の状況

- 正・准組合員の「事業利用の状況」についてこれまで2回の調査を実施。調査結果の傾向はおおむね同様で、
 - ① 共済事業と購買事業については、正組合員の事業利用が中心となつていている一方、
 - ② 信用事業のうち貸出しについては、准組合員の事業利用が正組合員を上回っている。

	合計	正組合員	准組合員	組合員以外の者
信用事業 (貯金額)	第1回 約103兆円	42%	34%	24%
	第2回 約103兆円	42%	34%	24%
共済事業 (掛金の額)	第1回 約22兆円	35%	47%	18%
	第2回 約22兆円	34%	49%	17%
購買事業 (供給高)	第1回 約5兆円	60%	30%	11%
	第2回 約5兆円	62%	28%	10%
	第1回 約2兆円	71%	14%	15%
	第2回 約2兆円	72%	14%	14%

(調査結果について、「第1回」は令和元年9月に、「第2回」は令和2年9月に、それぞれ公表)

組合員の組織運営への参画状況

- 規制改革実施計画(令和2年7月)において、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずることとされている。
- 農協において、正組合員はもちろん、准組合員の意見・要望も把握して、事業を運営していくことが求められ、優良事例を参考にしつつ、各農協において准組合員の意思反映の方策を検討することが重要。

准組合員の声を把握する取組

1 准組合員の声を把握し、農協運営に反映する取組の例

- ▷ 対話・訪問活動やアンケート調査を行い、事業運営に反映
- ▷ 店舗利用者懇談会・利用者モニターに選定し、積極的に意見聴取
- ▷ 集落座談会・支店運営委員会への出席を積極的に呼びかけ、議論を活発化
- ▷ 准組合員だけの利用者組織を設置し、活発な意見交換を促進
- ▷ 総(代)会への積極的な出席を呼びかけるほか、准組合員にも総代として総代会に参加してもらいたい、その意見を積極的に聴取
- ▷ 准組合員を理事、監事又は経営管理委員に登用

2 個別の農協の取組例

- はだのし
秦野市農協(神奈川)
- 正・准の組合員の意思反映につなげるため、「総会」、「集落座談会」、毎月の「組合員訪問」等を通じ、積極的にニーズを把握。
 - 集落座談会を春・秋の年2回、83会場で開催。毎回参加者の3割は准組合員であり、議論が活発化。集落座談会で出された意見・要望を検討し、その結果を組合員にフィードバック。事業運営へ反映する取組も推進。
 - 総会出席者約1,700人のうち約4割を准組合員が占め、農協運営に積極的に参画。総会での活発な議論につながっている。

1. 農協において、農業者の所得向上に向けた終わりのない改革に自律的に取り組み続けていくにはどうすべきか。
 - 各農協において、農業者の所得向上のための具体的な行動(※)を主体的に実行していく仕組みを体系化。

※ 小売業者など実需者への直接販売や食品産業など外部事業者との連携のような販売網の拡大・価格交渉力の強化のための取組など農業者利益の拡大のために行う具体的な自己改革の内容等
2. 農協において、自己改革を継続して、健全で持続性のある経営を確立するにはどうすべきか。
 - 各農協において、中長期の収支等の見通しを適切に立て経済事業の収益力向上に取り組み、全農等は、生産資材価格の引下げ、輸出、他業種連携、販売網の拡大等に果敢に取り組み、農協の取組を支援。
3. 農林中金などJAバンクにおいて、農業者の所得向上に向け、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等を通じ生きた資金の循環サイクルを地方で作るべきではないか。
 - 農林中金などJAバンクとして、農業者の所得向上のための農林水産業や関連産業向けの投融資活動を自ら目標を設定して着実に推進。
4. 農協において、准組合員の事業運営における意思反映やその事業利用の在り方についてどう考えるべきか。
 - 各農協において、優良事例を参考に反映する仕組みを構築。その事業利用については、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点を踏まえ、自己改革の支障とならないよう、組合員の判断に基づくものとする。
5. 行政においても、農協によるこれらの取組の継続的な実施を確保していくにはどうすべきか。

別紙2

5/13 農水省「農協改革の更なる推進に向けて」の全体図

注：図中の番号はみだしの農水省資料の番号を示す。

1. 農協

1. 農協において組合員との対話を通じて自己改革を実践していくサイクルを構築

2. 自己改革実践サイクル

Plan

① 方針等の作成
次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行
い、総会で決定

Do

② 方針等で定める項目
KPI等の目標を設定し、具体的な行
動内容等を定める

Check

③ ①の方針等や
事業計画等に基
づき、具体的
的アクション
を実行
④ 組合員の評価
と意向を踏ま
え、事業計画
への反映や①
の方針等の修
正

Action

農協に対する支援等
農協が2の①の方針等を策定するにあたっての
助言、優良事例の横展開等

農水省の資料をもとに
JA愛知中央会が編集

3. 全国組織

自ら生産資材価格、販売網拡大等、農業者の所
得向上のための改革を実施

4. 農林水産省（都道府県）

農協が2の①の方針等を策定するにあたっての
助言、優良事例の横展開等
農業の自己改革実践サイクルを前提として、指
導・監督等
毎年、自己改革の実績等について報告を求め、
進捗状況、収支状況等を把握
農協や全国組織における取組の加速化・見直し
等が求められる場合、必要な措置を検討・実施

5. JAバンク

農林中金・農林水産省（都道府県）
農林中金
農協から定期的な報告を求める、貸出システム導入な
どの支援、目標達成のための必要な助言等を行う
農林水産省（都道府県）
農業・関連産業向けの投融資の実績について報告を求
め、進捗状況を把握。見直し等が求められる場合、必
要な措置を検討・実施
① JAバンクとして中期的な戦略を策定（農業者向
け事業融資の強化等）
② 中金、信連、農協において目標を設定し、具体的
な行動内容等を定める個別計画を策定
③ 実績や取組状
況について、
①の中期的な
戦略等との比
較・分析を行
う
③ 具体的アク
ションを実行
③ さらなる活動
等を進めるた
め②の個別計
画への反映

耕そう、大地と地域のみらい。

農業者の所得増大に向けた 「不斬の自己改革」の実践について



令和3年5月13日
JAグループ一ツ



1. 農業者の所得増大に向けた各JAの自己改革

2. 中央会・連合会によるJAの取組支援

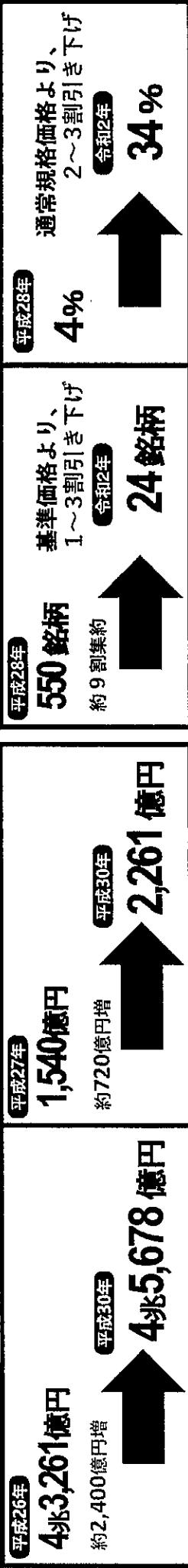
J A自己改革を通じた農業所得の増大

これまでの取り組みと成果

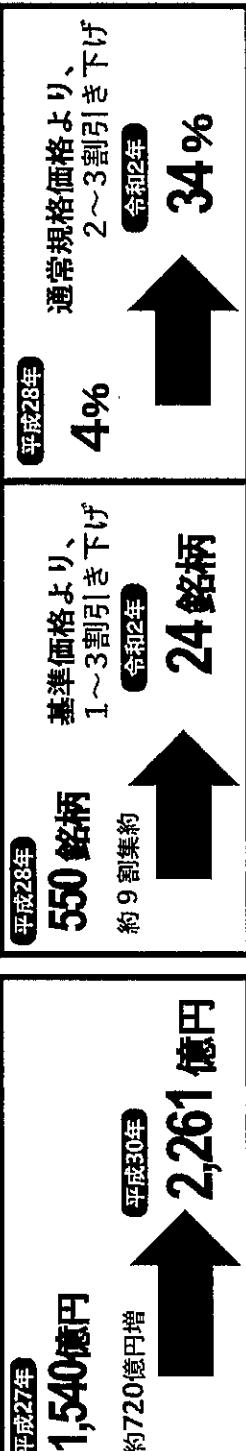
自己改革の最重点分野

- ① 担い手ニーズに応じた個別対応
- ② マーケットインに基づく生産・販売方式への転換
- ③ 附加価値の増大と新たな需要開拓への挑戦
- ④ 生産資材価格の引き下げと低コスト生産技術の普及
- ⑤ 新たな担い手の育成や担い手のレベルアップ対策
- ⑥ 岩農経済事業への経営資源のシフト

販売品取扱高



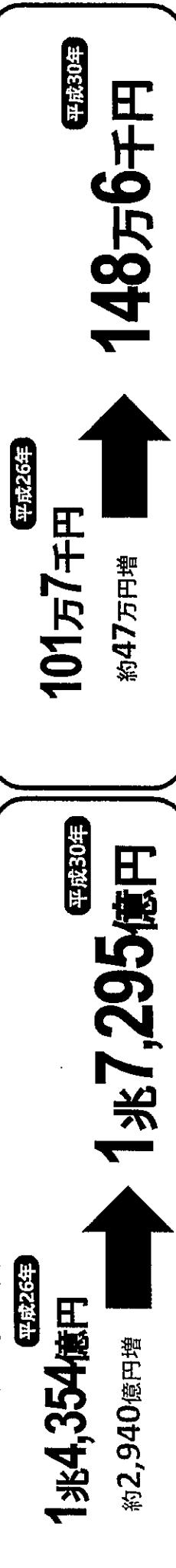
買取販売高



農業の担い手規格の普及



J A生産農業所得



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	増加額 (30年-26年)	増加率 (30年/26年)
販売品取扱高	4,326,178,499	4,534,875,559	4,688,253,055	4,684,941,704	4,567,883,002	2,417	5.6%
生産資材供給高	1,981,807,541	1,902,091,688	1,813,118,834	1,830,189,143	1,846,869,463	-1,349	-6.8%
農業者への還元額※1	2,344,370,958	2,632,783,871	2,875,134,221	2,854,752,561	2,721,013,539	3,766	16.1%
J A生産農業所得※2	1,435,489,051	1,673,126,957	1,921,995,825	1,938,126,320	1,729,532,354	2,940	20.5%
販売農家1戸あたり	1,017	1,258	1,523	1,614	1,486	469	46.1%
基幹的農業従事者 1人あたり	855	954	1,212	1,286	1,192	337	39.4%

※1 販売品取扱高－生産資材供給高
 ※2 JA販売品取扱高×所得率で推計

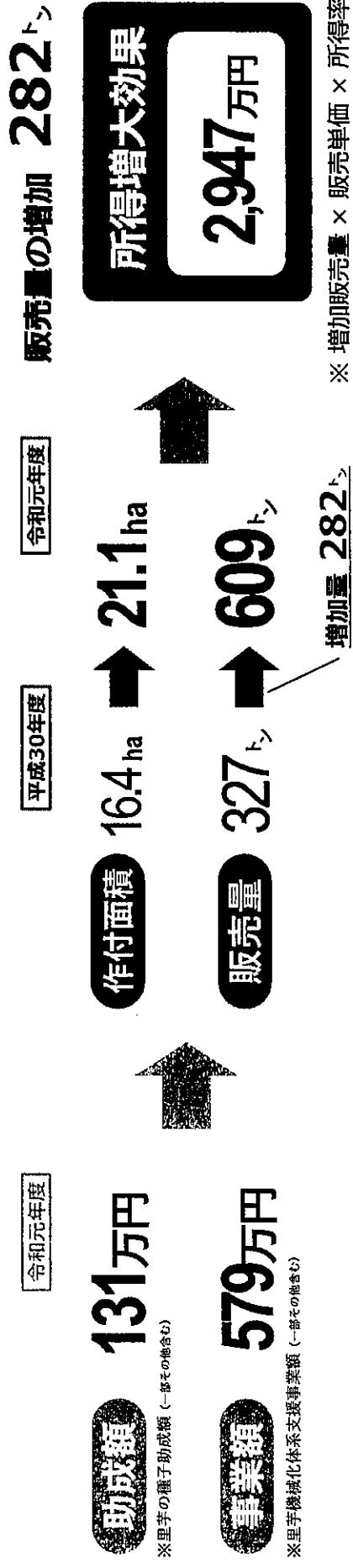
単位:千円

単位:億円、千円

3 農業者の所得増大のデータ①

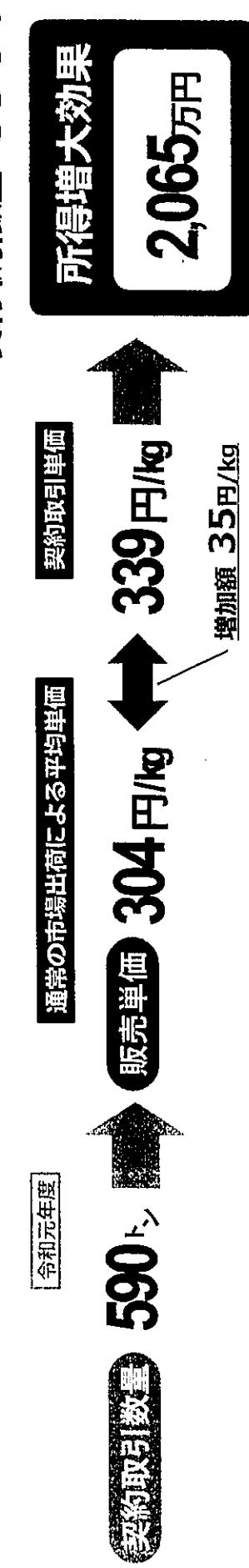
生産拡大 JAおちいまばり（愛媛県）

里芋の種子助成や機械化支援事業を通じた農作業の効率化による作付面積拡大で販売量増加



販売強化 JAあわわ市（徳島県）

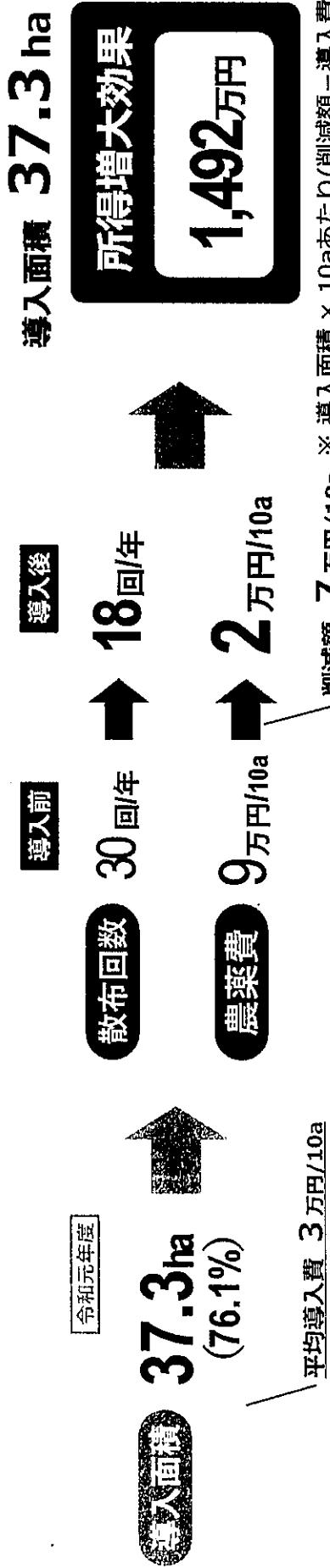
プロッコリーのWebシステムを活用した卸売市場との契約取引による販売単価向上



4 農業者の所得増大のデータ②

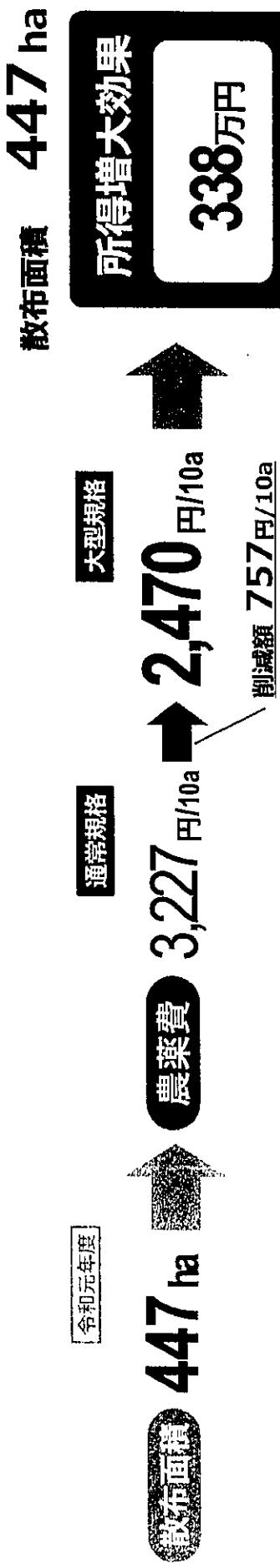
使用量減 JAみなみ筑後（福岡県）

ナスの天敵利用技術を通じた殺虫剤使用量による農薬費削減



価格低減 JA名取岩沼（宮城県）

水稻の除草剤大型規格品の普及を通じた価格低減による農薬費削減



「不斷の自己改革」の実践イメージ

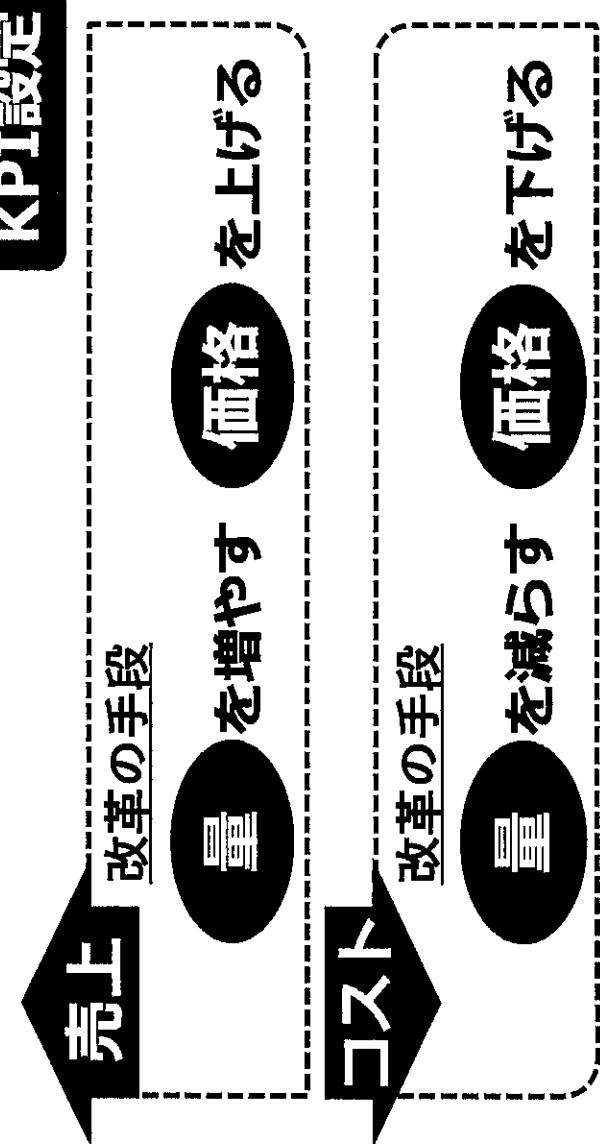
① 担い手との対話

対話

改革の原点
担い手との対話により、
ニーズを的確に把握

② 担い手目線で必要な取り組みを着実に実践

KPI設定

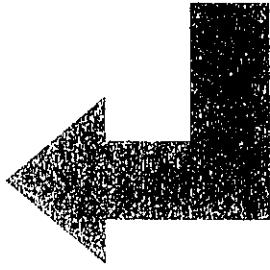


- ① 対話、②取り組み、
③評価の把握を不斷に実践

③ 担い手の評価を把握

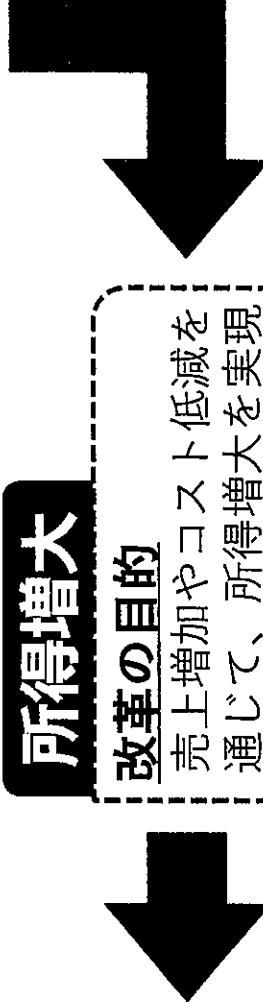
評価

改革の評価
改革の取り組みとその成果を
担い手に伝え、評価を把握

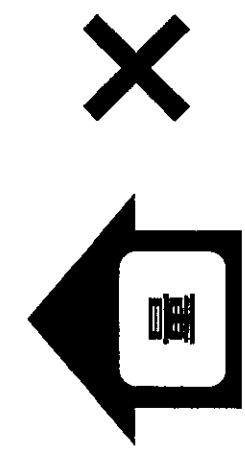


所得増大

改革の目的
売上増加やコスト低減を通じて、所得増大を実現



農業者の売上増加に向けた各JAの取り組み①



販売量を増やす取り組み

① 生産量の増加

- ・栽培技術の普及の拡大
- ・加工業務用車両への支援
- ・CO₂発生後の車両用規格外品の活用
- ・多収生産量への転換推進

② 生産面積の拡大

- ・作付。種子への助成
- ・農作物の省力化や労働力支援による耕種拡大
- ・導入前収量×単価 = 所得増大効果



例

$$\text{規格外品販売数量(kg)} \times \text{販売単価} = \text{所得増大効果}$$

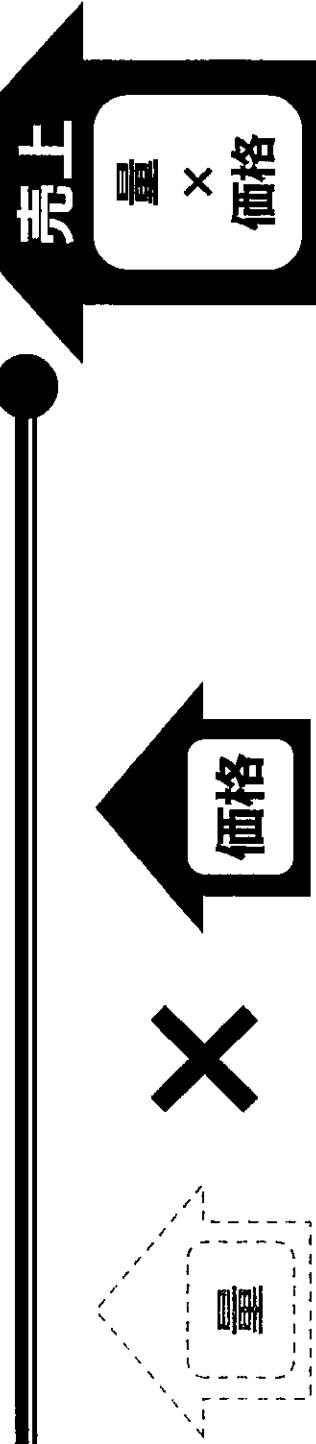
・規格外品の活用

・多収性品種への転換推進

$$\text{規格外品面積(ha)} \times 1 \text{ haあたり (導入後収量} \times \text{単価} - \text{導入前収量} \times \text{単価}) = \text{所得増大効果}$$

↑ 各JAで対話に基づき必要な取り組み及び目標を定め、所得増大に取り組む

7 農業者の売上増加に向けた各JAの取り組み②



販売価格を上げる取り組み

- ・ プラント化による高付加価値化
- ・ 特別栽培による高付加価値化
- ・ G.I認証の取得による共同選果
- ・ 安定出荷による販売の拡大
- ・ 買取販売ニーズによる販路開拓
- ・ 消費者ニーズによる販路開拓

販売量を増やす取り組み

- ・ 同じ農産物の輸出による販路開拓
- ・ 技術向上による品質安定化
- ・ 納税による長期販売
- ・ 多品種による販路開拓
- ・ 輸出による販路開拓
- ・ 品質化による販路開拓

所得増大効果

$$\text{所得増大効果} = \frac{\text{販売単価} \times \text{販売数量}}{\text{購入単価} \times \text{購入数量}}$$



$$\text{買取販売数量(kg)} \times (\text{買取単価} - \text{通常単価}) = \text{所得増大効果}$$

・消費者ニーズに合わせた荷姿出荷

ニーズに合わせた荷姿出荷数量(kg) × (当該単価 - 通常単価) = 所得増大効果

各JAで対話に基づき必要な取り組み及び目標を定め、所得増大に取り組む

農業者のコスト低減に向けた各JAの取り組み①

コスト

量 × 価格

価格

量

使用量を減らす取り組み

- 適切施肥に向けたJA独自開発の土壌診断システムの導入支援
- 一発施肥の実施
- 床土代削除の実施
- 適期の一育防除の推進
- コンテナ出荷の導入支援
- 環境制御機器の導入支援

所得増大効果

$$\text{所得増大効果} = \frac{\text{減少使用量(kg)}}{\text{1kgあたりコスト}} \times \text{当該農場の肥用率}$$

例

$$\text{コンテナ出荷数量(kg)} \times 1\text{kgあたり(導入前使用量 - 導入後使用量)} \times \text{肥料単価} = \text{所得増大効果}$$

・環境制御機器の導入支援

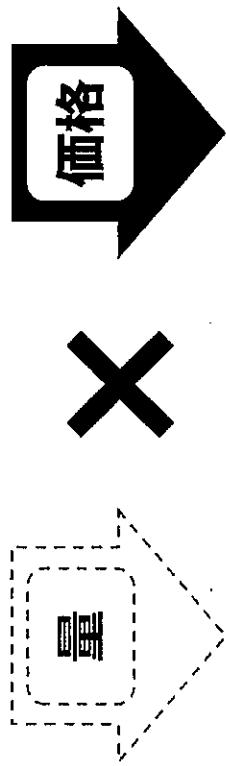
$$\text{導入面積(ha)} \times 1\text{haあたり(導入前使用量 - 導入後使用量)} \times \text{肥料単価} = \text{所得増大効果}$$

各JAで対話に基づき必要な取り組み及び目標を定め、所得増大に取り組む

9 農業者のコスト低減に向けた各JAの取り組み②

コスト

量 × 価格



資材価格を下げる取り組み

- ・大型規格や直送料による規格A・B肥料の普及
- ・低価格引き取りによる販賣実績の向上
- ・自己引取価格調査の実施による販賣実績の向上
- ・市場価格調査の実施による販賣実績の向上
- ・一括仕入れに向けた取扱いの普及
- ・銘柄集約資材の普及

販売増大効果

- ・卸売価格の下落による販賣量の増加
- ・卸売価格の下落による販賣量の増加
- ・卸売価格の下落による販賣量の増加
- ・卸売価格の下落による販賣量の増加
- ・卸売価格の下落による販賣量の増加

例

$$\text{予約購買量(kg/袋)} \times (\text{通常単価} - \text{予約単価}) = \text{所得増大効果}$$

・銘柄集約資材の普及

$$\frac{\text{集約資材取扱量(kg/袋)}}{\text{集約前単価} - \text{集約後単価}} = \text{所得増大効果}$$

↑ 各JAで対話に基づき必要な取り組み及び目標を定め、所得増大に取り組む

1. 農業者の所得増大に向けた各JAの自己改革

2. 中央会・連合会によるJAの取組支援

110 中央会・連合会によるJAの取組支援

農家手取り最大化モデル55JAの取組 自己改革メニューの実態

JA個別課題への対応 【事業別課題解決】

JJA身を抱える課題
広島県域への対応
(ヌヌタラバ)

【経営計画(改革プラン)のPDCA】

JA事業の見える化
【JA取支分析の共有】

卷之三

地域の実態に応じた農業者の手取り最大化に向けたメニューの具体化、実践を支援

JA単独では解決できない課題に係る県域または広域の対策を具体化、実践を支援する全般

定期協議等を通じ、進歩管理を継続的に支援

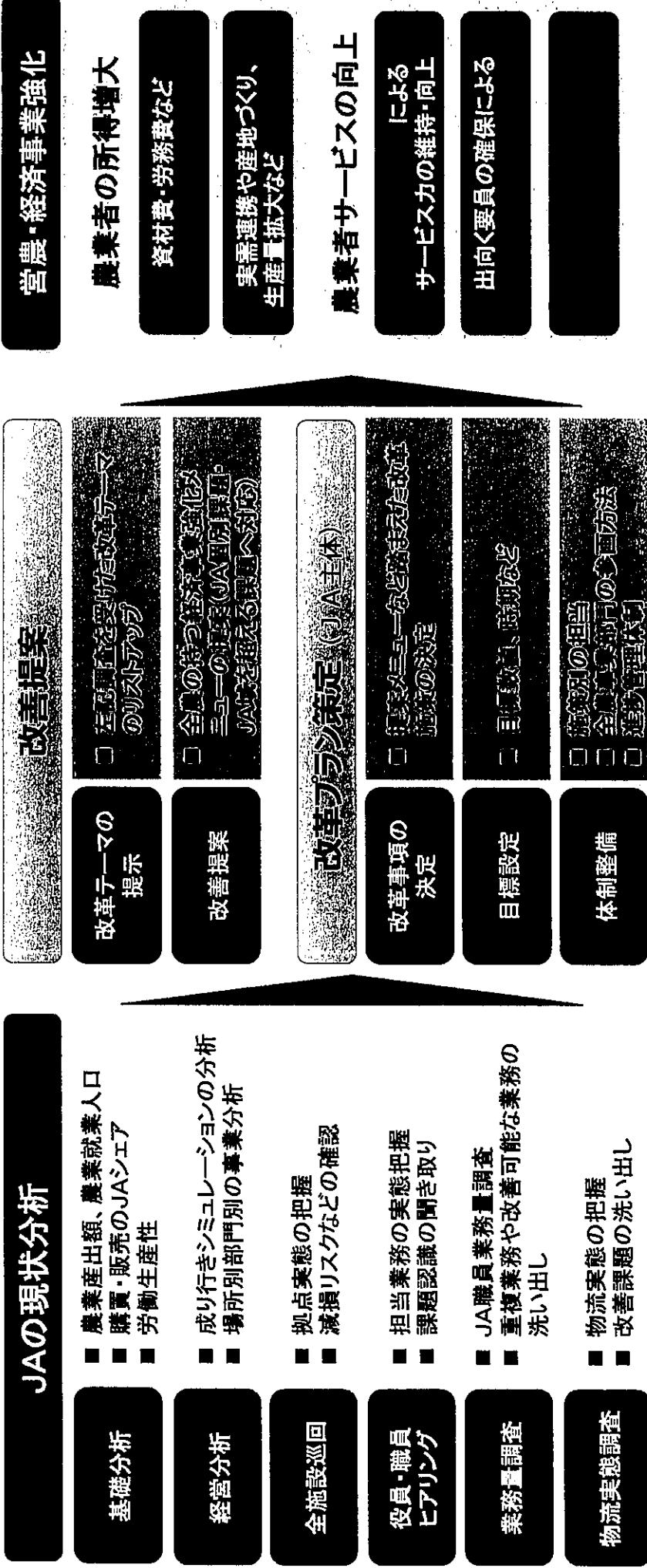
JAIによる経営計画(改革プラン)の策定を支援

JAの経営分析(農業生産、農業就業人口、取扱高、
経営成り行きシミュレーション等)、役職員ヒヤリング、
施設・業務量・物流実態等の調査を実施し、課題共有

11 JA支援の全像

- JA支援の活動は、現状分析をはじめ、中央会・連合会とJAが課題を共有してJAの実態に即したJA革新や取組体制（中央会・連合会・JA本部）を具体化し、JAの運営を支援する。JA内合意を経て改革を実行する。

< JA支援の取り組み手法 >



農業者の所得増大

- 土壌診断に基づく適正施肥、BB肥料等の提案
- 共同購入トラクタ、農機レンタル事業の普及拡大
- 低コスト資材提案、担い手直送大型規格農薬の普及拡大
- 農業ICT活用

**生産コスト
低減**

- 買取・直販の拡大
- 直売所の活性化支援
- 青果物の販売先市場集約(有利販売)
- 実需に応じた生産提案
- 重点品目の作付け推進
- 選果・箱詰め等の機能を備えた青果物の集出荷施設の設置

**取扱い
強化**

※農家の作業負荷を軽減し、生産拡大へ労力をシフト

農業者サービスの向上

- | | | |
|--------------------|----------------------|------------------------------------|
| ■ 県域店舗構想による資材店舗の再編 | ■ 農機事業の連合会との一体運営化 | ■ 生産資材の広域物流拠点の設置、米倉庫 |
| ・青果物集出荷場の集約・再編 | ※連合会による広域施設を整備 | JAと役割分担を見直し、JAの營業体制を強化 |
| ■ 生活店舗の業態変換 | ■ ライフライン店舗としての他業種連携等 | ■ 専任担当者設置による推進体制強化 |
| | | ■ 担い手向け研修 |
| | | ■ 事業継承、新規就農支援 |
| | | ■ 複合経営提案 |
| | | ■ JA職員向け研修 |
| | | ■ 連合会との同行推進支援 |
| | | ■ 援農ボランティアの実施 |
| | | ■ パートナー企業と連携した労働力支援
(収穫・調整・選果等) |

**生産コスト
低減**

**取扱い
強化**

II 新型コロナ関連補助金等の情勢

— 愛知県が中小企業者等応援金を発表 —

1. 高収益作物次期作支援交付金

- 「高収益作物次期作支援交付金」の第4次公募が2020年度第1次・第3次補正予算で確保した同交付金（計1,585億円）の残額を使って実施される。
(経緯等は前月号参照)
- 第4次公募では、過去の公募で同交付金を受け取っている農家も、緊急事態宣言再発令の影響を受けていれば申請が可能となる。
- 支援単価は、10a当たり5万円を基本に支援が行われる。施設栽培花きは同80万円、施設栽培果樹は同25万円となる。ただし、交付額の上限は、減収額の8割までとなる。
- 対象となる品目は、平年同月比2割以上減少した月のある高収益作物（メロン、つまもの類（ワサビ、穂じそ等）、香酸カンキツ（スダチ、カボス、ユズ等）、切り花など）。また、都道府県ごとの市場取扱金額データに基づいて指定される品目（特認品目）も対象となる。
- 5月12日、愛知県より東海農政局へ県特認品目の品目追加の申請が提出され、農林水産省内で検討がされている。
- 農林水産省内では、各県から提出された追加品目について精査を行っており、公募開始は、当初の5月中旬以降とされていたが、5月下旬以降に開始される見込みとなっている。
- なお、同支援金の第4次公募については、令和2年に措置された先行投資（事業開始（4月30日）から10月30日の運用見直しまでの間に、次期作に向けて、新たに機械・施設の整備や、資材等の購入又は発注）や、新品種・新技術の導入への対応、厳選出荷の取組みは対象外となるので留意が必要である。

2. 月次支援金

- 4月28日、経産省は、4月以降の緊急事態宣言等の影響を受ける中小事業者（農業者含む）に対する支援策である「月次支援金」の概要をホームページにおいて公表した。
(月次支援金の概要是別紙1の通り)

【月次支援金のポイント】

(対象要件)

- ①2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、休業要請・営業時間の短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること
- ②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

(売上要件)

- ・2021年の月間売上が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少

(交付額)

- ・中小法人に上限20万円、個人事業者に上限10万円

(その他)

- ・6月以降に申請受付開始予定

- 制度の仕組みは、令和3年3月に措置された「一時支援金（5月末まで申請受付中）」の仕組みを基本としており、月次支援金の開始にあたり、事前確認等を行う登録確認機関の追加受付が予定されている。
- また、一時支援金において登録確認機関になったJA等には、一時支援金事務局より直接、月次支援金において引き続き業務を実施するかの意向確認が行われる見込みである。
- 制度詳細については、JA全中を通じて農林水産省や中小企業庁と協議がすすめられている。

3. 愛知県中小企業者等応援金

- 5月18日、愛知県は4月以降の緊急事態宣言等の影響を受ける愛知県内中小事業者（農業者含む）に対する支援策である「愛知県中小企業者等応援金」を発表した。（愛知県中小企業者等応援金の概要は別紙1の通り）

【愛知県中小企業者等応援金（一般枠）のポイント】

(対象要件)

- ①2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、休業要請・営業時間の短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること
- ②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

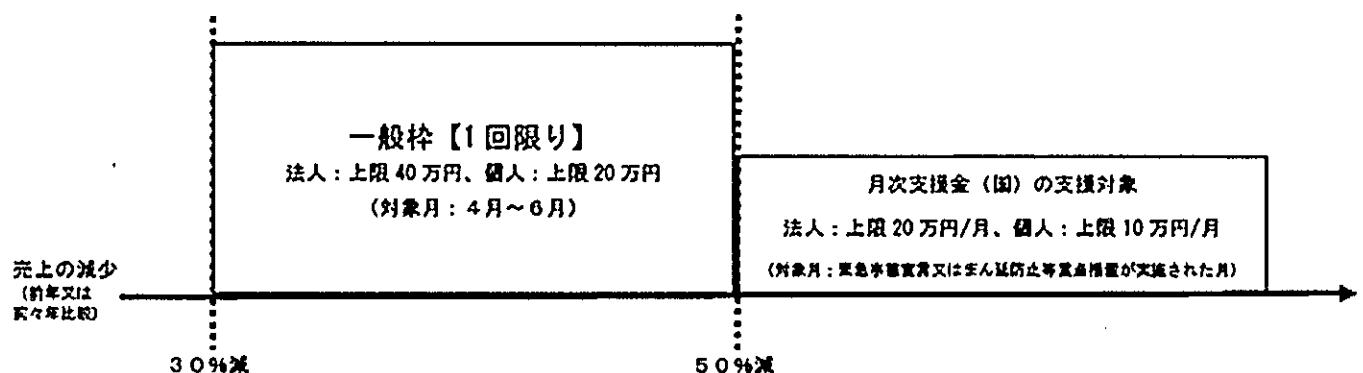
(売上要件)

- ・2021年4月～6月の売上の合計が、2019年又は2020年の4月～6月の売上の合計と比較して30%以上50%未満減少

(交付額)

- ・中小法人に上限40万円、個人事業者に上限20万円

【愛知県中小企業者等応援金（一般枠）と月次支援金の関係】



- 愛知県によると支給は農業者・漁業者で3万件、その他の中小企業、個人事業主で20万3千件、別途特別枠として設けられている酒類製造・販売業者は4, 215件を想定している。
- 愛知県は同応援金を含む118億円の補正予算案を27日の県議会臨時会に提出する予定である。
- 今後、制度の詳細や申請受付期間・申請方法等は、決定次第、県Webページ等で周知される。

1. 月次支援金の概要

別紙1

- 2021年の4月以来に実施される緊急事態措置※1又はまん延防止等重点措置※2により、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付します。月次支援金の仕組みを用いたつては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めています※3。

給付対象について

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※4

ポイント1

ポイント2 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少

給付額 = 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

中小法人等	上限 20 万円/月	個人事業者等	上限 10 万円/月
-------	-------------------	--------	-------------------

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

基準月 2019年又は2020年における対象月と同じ月

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態措置」

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」

※3 申請者の利便性向上のために一時支援金の仕組みを用いるため、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとします。

※4 2021年の4月以来に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることによる影響も含みます。ただし、地方公共団体による休業又は時短営業の要請を受けた事業者に対して、商品・サービスを提供していることによる影響も含みます。ただし、地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金の支払対象の事業者については、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の給付対象外です。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [健康管理](#) > [愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト](#) > [愛知県中小企業者等応援金について](#)

愛知県中小企業者等応援金について

掲載日:2021年5月18日更新

2021年4月以降に実施した「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」による休業要請・営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響に伴い、売上が減少した中小企業者、酒類販売業者等に対して応援金を交付します。

1 制度概要

<愛知県中小企業者等応援金>

種別	一般枠	酒類販売業者枠
対象	中小法人・個人事業者等(本店又は主たる事務所の所在地が県内にあること)	酒類製造・販売業免許を有する中小法人・個人事業者等(本店又は主たる事務所の所在地が県内にあること)
要件	<p>1 対象要件 (1)2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、休業要請・営業時間の短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること (2)不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと</p> <p>2 売上要件 2021年4月～6月の売上の合計が、2019年又は2020年の4月～6月の売上の合計と比較して30%以上50%未満減少していること</p>	<p>1 対象要件 酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた飲食店と取引があること</p> <p>2 売上要件 (1)2021年5月の売上が、2019年又は2020年5月の売上と比較して50%以上減少していること (2)2021年5月の売上が、2019年又は2020年5月の売上と比較して30%以上50%未満減少していること</p>
交付額	2019年又は2020年の同期と比較した2021年4月～6月の合計売上減少額(中小法人:上限40万円、個人事業者:上限20万円)、1回限り ※愛知県中小企業者等応援金(酒類販売業者枠)との併給調整有り	2019年5月又は2020年5月と比較した2021年5月の売上減少額(中小法人:上限20万円、個人事業者:上限10万円) ※国の月次支援金又は愛知県中小企業者等応援金(一般枠)との併給調整有り

2 申請受付

制度の詳細や申請受付期間・申請方法等は、決定次第、県Webページ等でお知らせします。

3 参考

【Q & A】

Q1 具体的には、どのような業種が対象か？

A1 詳細については検討中です。後日、県Webページ等でお知らせします。

Q2 県外に事務所がある法人も対象となるか？

A2 対象となりません。本店か主たる事務所の所在地が県内である必要があります。なお、個人事業主の場合は、店舗等が県内にある必要があります。

Q3 「休業又は時短した飲食店と直接・間接の取引がある」とはどのような場合か？

A3 飲食店と直接の取引をしている生産者や流通関連事業者、飲食関係の器具・備品の生産者などを想定しています。

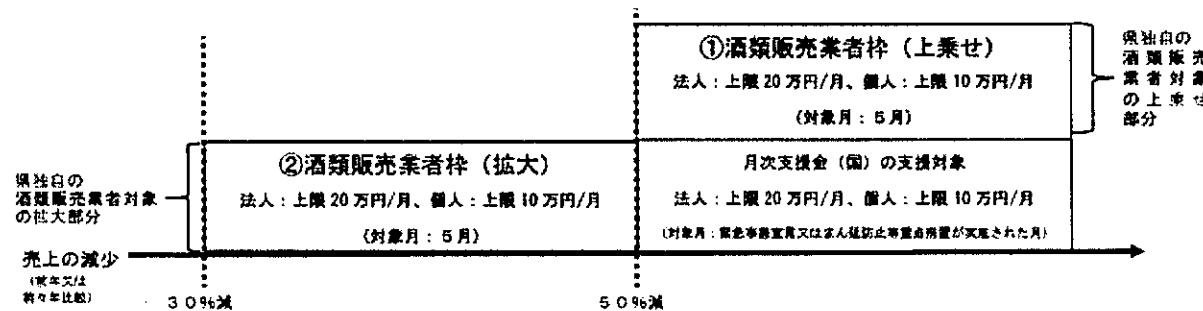
Q4 「直接・間接の取引がある休業又は時短した飲食店」は、愛知県以外の飲食店でも問題ないか？

A4 問題ありません。2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、休業又は時短営業した飲食店であれば、愛知県以外の飲食店も対象となります。

【一般枠】のイメージ図



【酒類販売業者枠】のイメージ図



4 問合せ先

県民相談総合窓口(コールセンター)までお問い合わせください。

電話番号:052-954-7453

開設時間:午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日)

[問合せ] ※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

○愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」(コールセンター)

対応内容:「安全・安心宣言施設」PRステッカー・ポスター、営業時間短縮要請・愛知県感染症防止対策協力金(4月20日～5月31日実施分)、その他新型コロナウイルス感染症に関すること

電話番号:052-954-7453

受付時間:午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

○協力金専用コールセンター

対応内容:愛知県感染防止対策協力金(2月8日～3月21日実施分・3月22日～4月19日実施分・特例受付分)

電話番号:052-228-7310

受付時間:午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

○飲食店感染防止対策コールセンター

対応内容:換気、アクリル板の設置方法等の飲食店における感染防止対策の技術的内容、飲食店の感染防止対策に係る支援制度の紹介、お客様に対する感染防止対策への協力依頼の方法

電話番号:052-977-3655

受付時間:午前10時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

○新型コロナウイルス感染症が心配な時の看護師による一般相談窓口(健康相談)

電話番号:052-954-6272

受付時間:午前9時から午後5時30分まで(土曜日・日曜日・祝日を含む毎日)

III みどりの食料システム戦略決定 — 「国民理解の促進」が明記 —

- 5月12日、農水省は環境負荷の軽減と農林水産業の生産力向上の両立を目指す中長期的な政策方針「みどりの食料システム戦略」を決定した。
2050年に「農林水産業の二酸化炭素排出量実質ゼロ」、「有機農業を全農地の25%に拡大」、「化学農薬の使用量半減」、「化学肥料の使用量3割減」、「化石燃料を使わない園芸施設に完全移行」等の目標が盛り込まれた。
(経緯・中間取りまとめ案等は令和3年3月号を参照)
- 3月5日に公表された中間取りまとめ案より、同戦略本文に「国民理解の促進」が追記され、「理念や目指す姿、取組方向等について、分かりやすい情報発信、関係者との意見交換等を通じた国民理解の促進に取り組むこと」等が示された。
- また、「現在から直近5年程度までの技術の工程表」も追記され、2022年度に「(化学肥料の低減に向けた)バイオ肥料(微生物資材)」、2024年度に「AIにより雑草と野菜の識別が可能な除草ロボット」、「低負荷な小型農機等の電動化技術」等を実用化するなどと示された。
- 同戦略は令和2年12月15日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、令和3年5月までに策定することとされており、同プラン本文の中に実践する旨等が盛り込まれている。

【農林水産業・地域の活力創造プランより抜粋】

- ②「みどりの食料システム戦略」の策定・実践による農林水産政策の新展開
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現や、環境保全等の国際的なルールメイキングへの積極的関与も含めた「みどりの食料システム戦略」を策定することとし、以下をはじめとする食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図るための新たな農林水産政策の展開を同戦略において検討
- ア サプライチェーン全体を持続可能なものとするため、生産現場の労力軽減や農薬・肥料及び化石燃料の抑制等をスマート農林水産業等を通じて実現するなど、調達・生産・流通加工・消費の各段階の取組を促進し、輸入資源・化石燃料からの脱却、地域の産業基盤の構築を実現
- イ 農山漁村における脱炭素を促進する観点から、再生可能エネルギーの地産地消の取組を重点的に支援
- ウ 「みどりの食料システム戦略」及びそれに基づく取組を我が国発の持続的な食料システムのモデルとして、2021年9月に開催予定の国連食料システムサミット等において積極的に発信

○ 「みどりの食料システム戦略」に関し、JA全中は、「令和3年度食料・農業・地域政策の推進に向けたJAグループの政策提案」の中で、

- ・日本がアジアモンスターの立場から国際的なルールメイキングに積極的に参画すること
- ・取り組みを確実なものとするため、法制度の整備、税制、補助など、新たな施策を推進する仕組みを構築すること
- ・地域の実態を踏まえた取り組みを推進すること
- ・農業者所得が確保される施策を確立しつつ、具体的な道筋を提示すること
- ・環境への対応に関する生産者・流通業者・消費者等の意識転換に向けた取り組みを官民一体となって展開すること
- ・新たな技術等の社会実装状況をふまえた段階的な要件化等を行うこと

等を国に提案した。

農政をめぐる情勢

令和3年5月24日 280部

編集・発行
印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉